

令和6年10月8日

高等裁判所事務局次長 殿

最高裁判所事務総局人事局職員管理官

### 事務連絡

本日、全司法本部に対し、諸要求期人事局総務課長交渉（第1回から第3回）において回答留保となっていた事項のうち、下記の各事項について、別紙第1から別紙第3までのとおりそれぞれ説明しますので、お知らせします。

なお、今回のいずれの説明についても、下級裁では職員団体対応の必要はありませんが、職員団体から説明を求められた場合には、別紙の範囲で対応して差し支えありません。

#### 記

- 1 7月1日時点における代替要員の確保状況（家裁調査官）
- 2 看護師の研修
- 3 「フレックスタイム制」の利用者数（一般型・育児介護型別）

【7月1日時点における代替要員の確保状況（家裁調査官）】

令和6年7月1日現在で、育児休業を取得している家裁調査官は65人であり、そのうち57人（87.7%）については、家裁調査官有資格者や事務官による代替要員の確保又は正規補充による手当が行われている。

内訳（人）

- ・家調有資格者による代替 46人
- ・事務官による代替 9人
- ・正規補充による手当 2人※

※R6年度の正規補充数は3だが、内1名は、次子妊娠により現在産休中である。

【看護師の研修】

看護師の研修については、自庁研修として家裁調査官・看護師を対象とした研修がいくつかの庁で実施されているほか、高裁ブロック研修としては、令和3年度は名古屋高裁で、令和4年度は福岡高裁、仙台高裁、札幌高裁及び高松高裁で、令和5年度は大阪高裁、広島高裁で実施され、令和6年度は東京高裁、福岡高裁で実施される予定である。今後も予算状況や各高裁の実情により、各高裁において数年に一度は実施することになると聞いているが、最高裁においても、看護師に対するブロック研修が適時に行われるよう、引き続き実施状況の把握に努めていきたい。

【「フレックスタイム制」の利用者数（一般型・育児介護型別）】

令和5年10月1日時点でフレックスタイム制を利用して勤務をしていた職員の数は、一般型が624人、育児介護型が888人である。